

# なくそう! 望まない受動喫煙!



飲食店における受動喫煙対策に御理解をよろしくお願いいたします。

健康増進法が改正され、事業所や飲食店など多くの施設において、

**屋内**は原則**禁煙**となりました。

2020年4月以降に新たに営業を開始する飲食店では、

**飲食を提供する空間での喫煙はできません。**

違反する飲食店に対しては、行政による**指導**や**過料**が課せられるおそれがあります。



やむをえず屋内に喫煙所を設置する場合、「**喫煙専用室**」「**加熱式たばこ専用喫煙室**」「**喫煙目的室**」等の喫煙室を設置することができますが、各喫煙室が、たばこの流失を防止するための技術的基準に適合している必要があります。  
詳細は厚生労働省HPをご確認ください。



#01

屋内での喫煙には  
**喫煙室の設置**が  
必要に

#02

20歳未満の方は  
喫煙エリアへの  
立ち入りが**禁止**に

#03

喫煙室には  
**標識の掲示**が  
義務付けに



※標識は厚生労働省HPからダウンロードできます

## 屋内で喫煙が可能となる4タイプの喫煙室

当該施設の主たる出入口と喫煙室の出入口に必要事項を記載した標識の掲示が義務付け

1

### 喫煙専用室

○喫煙が可能  
×飲食等の提供不可

#### 設置可能施設

一般的な飲食店・事業所等で設置可



標識例

2

経過措置

### 加熱式たばこ専用喫煙室

△加熱式たばこに限定  
○飲食等の提供可能

#### 設置可能施設

一般的な飲食店・事業所等で設置可



標識例

3

### 喫煙目的室

○たばこの喫煙が可能  
○飲食等の提供可能

#### 設置可能施設

シガーバーやたばこ販売店(喫煙目的室設置施設)のみ設置可  
施設の全部、または一部に設置可



標識例

4

経過措置  
新規店舗は対象外

### 喫煙可能室

○たばこの喫煙が可能  
○飲食等の提供可能

#### 設置可能施設

既存特定飲食提供施設のみ設置可能  
施設の全部、または一部に設置可



標識例



20歳未満の方や、  
小さなお子様を連れたご家族の方が  
施設を利用する際は、ご注意ください。

#### 注意

20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせてはならない  
ことになっています。  
20歳未満の従業員も立ち入ることはできません。  
万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた  
場合、施設の管理者は義務違反の  
対象となります。

### 既存特定飲食提供施設とは

- 条件1 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
  - 条件2 資本金5,000万円以下であること
  - 条件3 客室面積100㎡以下であること
- 上記3つの条件を満たしている施設に限り、「喫煙可能室」の設置を選択することができます。

詳しい情報

厚生労働省:特設サイト

厚生労働省(法令など)

宮崎県の受動喫煙防止対策

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kurashi/hoken/20190419134622.html>

「喫煙可能室」を設置した事業者は、施設が所在する市町村を管轄する保健所に届出書類の提出をお願いします。  
提出先は裏面をご覧ください。



# 義務違反時の指導・命令・罰則の適用

| 義務対象          | 義務の内容                            | 指導<br>助言 | 勧告<br>公表<br>命令 | 過 料※2      |
|---------------|----------------------------------|----------|----------------|------------|
| 全ての者          | 喫煙禁止場所における喫煙禁止                   | ※1<br>△  | ○<br>(命令に限る)   | ○ (30万円以下) |
|               | 紛らわしい標識の掲示禁止・<br>標識の汚損等の禁止       | ○        | —              | ○ (50万円以下) |
| 施設等の<br>管理権限者 | 喫煙器具・設備等の撤去等 *                   | ○        | ○              | ○ (50万円以下) |
|               | 喫煙室の基準適合                         | ○        | ○              | ○ (50万円以下) |
|               | 施設要件の適合<br>(喫煙目的施設に限る)           | ○        | ○              | ○ (50万円以下) |
|               | 施設標識の掲示                          | ○        | —              | ○ (50万円以下) |
|               | 施設標識の除去                          | ○        | —              | ○ (30万円以下) |
|               | 書類の保存<br>(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)  | ○        | —              | ○ (20万円以下) |
|               | 立入検査への対応 *                       | —        | —              | ○ (20万円以下) |
|               | 20歳未満の喫煙室への立入禁止 *                | ○        | —              | —          |
|               | 広告・宣伝 *<br>(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る) | ○        | —              | —          |

※1 喫煙者を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令がなされます。

※2 「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。

また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。



## お問い合わせ

※宮崎市内については、宮崎市保健所 ☎0985-29-5286 までお問い合わせください。

**宮崎県健康増進課** 0985-26-7078  
〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

**中央保健所** 0985-28-2111  
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2

**日南保健所** 0987-23-3141  
〒889-2536 日南市吾田西1-5-10

**都城保健所** 0986-23-4504  
〒885-0012 都城市上川東3-14-3

**小林保健所** 0984-23-3118  
〒886-0003 小林市堤3020-13

**高鍋保健所** 0983-22-1330  
〒884-0004 高鍋町大字蚊口浦5120-1

**日向保健所** 0982-52-5101  
〒883-0041 日向市北町2-16

**延岡保健所** 0982-33-5373  
〒882-0803 延岡市大貫町1-2840

**高千穂保健所** 0982-72-2168  
〒882-1101 高千穂町大字三田井1086-1